

横浜市と株式会社良品計画による
“感じ良い暮らしと社会”の実現に向けた包括連携協定書

横浜市（以下「甲」という。）と株式会社良品計画（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、横浜における「感じ良い暮らしと社会」の実現に向け、甲及び乙が相互に協力し、緊密な連携を行うことを通じ、横浜の地域活性化や課題解決に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。但し、甲乙両者の協議に基づき、他の事項を追加し又は下記のいずれかを検討の対象から除外することができるものとする。

- （1）環境に関する実践行動の普及に関すること。
- （2）施設・空間の有効活用に関すること。
- （3）災害対策に関すること。
- （4）子育てや次世代育成支援に関すること。
- （5）その他地域活性化に関すること。

2 甲及び乙は、前項の事項に関する具体的な実施内容及び甲乙それぞれの役割並びに費用負担等について、甲乙両者の協議のうえ、決定するものとする。

（実施体制）

第3条 甲及び乙は、「感じ良い暮らしと社会」の方向性と目標について協議し、共通のビジョンをもって、本協定に基づく取組を実施することとする。

2 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た秘密を相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 前項に規定する守秘義務は、本協定の終了後においても継続するものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとする。甲及び乙は、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

（協議解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈につき疑義が生じた場合、甲及び乙は、誠意

をもって協議の上、解決する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自押印の上、各1通を保有する。

令和8年（2026年）4月1日

（甲）

神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市長 山中 竹春

（乙）

東京都文京区後楽二丁目5番1号
株式会社良品計画
代表取締役社長 清水 智